(目的)

第1条 この要領は、本市における特定感染症検査等事業の一環として、医療機関への委託により実施する肝炎ウイルス検査の実施について必要な事項を定め、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、医療機関における肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 肝炎ウイルス検査を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、平成20年以降川崎市で実施する肝炎ウイルス検査を受けたことがない川崎市民とする。

(実施者)

第3条 肝炎ウイルス検査を実施する者は、市内の協力医療機関(以下「実施者」という。)とする。

(実施方法)

- 第4条 検査に当たり、実施者は、検査を受けようとする対象者(以下「受診者」という。)に「肝炎ウイルス検査申込書・記録票」の検査の目的及び確認事項を説明し、受診者が了解及び同意したことを確認のうえ、申込書記入欄への記入を求める。
- 2 肝炎ウイルス検査の項目はB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。
- 3 実施者は、検査の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 問診

問診においては、通常の項目に加え、肝炎ウイルス検査についての説明を行い、肝炎ウイルス検査の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) HBs抗原検査

EIA法等による検出感度にすぐれた検査方法を用いること。

なお、特定検診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採 血管を使用しても差し支えないこと。

(3) HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

なお、特定検診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

(4) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

(結果の判定)

- 第5条 肝炎ウイルス検査の結果の判定については、次のとおりとする。
 - (1) HBs抗原検査

EIA法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定にあたっては、検診 に携わる医師によって行われるものであること。

- (2) HCV抗体検査
 - ア HCV抗体高力価

検査結果が、高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

イ HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

(3) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定し、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

(結果の通知)

- 第6条 実施者は、検査の結果について、「肝炎ウイルス検査申込書・記録 票」に記録するものとする。
- 2 前項の結果は、「肝炎ウイルス検査結果票」により速やかに受診者に通知するものとする。

(指導)

第7条 実施者は、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者について、肝臓専門医療機関への受診を勧奨する。また、陽性者フォローアップ事業について説明を実施する。

陽性者へ対応した内容について、実施者は、「肝炎ウイルス検査申込書・ 記録票」の対応状況欄に必要事項を記入すること。 2 実施者は、HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及び C型肝炎ウイルスにおいて「現在、C型肝炎ウイルスに感染してい る可能性が低い。」と判定された者については、検査結果と検査日 を記録しておくことを勧奨する。

(陽性者の精密検査の受診状況確認)

- 第8条 陽性者フォローアップ事業のため、本市から陽性者の精密検 査等受診状況の照会があった場合には、実施者は回答に努めること。 (費用の額の算定基準)
- 第9条 検査等に要する費用の額(以下「費用」という。)の算定基準は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)によるものとする。

(費用の負担等)

第10条 前条により算定した費用は、受診者からは徴収しないものとし、 市長は費用の全額を負担するものとする。

なお、この費用には、第4条から第7条までの検査、判定、結果の通知、 指導等の一切の費用を含むものとする。

(明細書の提出及び支払い)

- 第11条 実施者は、第9条に定める費用の請求を、「肝炎ウイルス検査委託料請求明細書」に「肝炎ウイルス検査申込書・記録票」を添えて、原則として翌月の10日までに市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、請求後30日以内に支払うものとする。

(委任)

第12条 この要領の実施について、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成21年3月31日検 査実施分まで適用する。
 - (川崎市肝炎ウイルス検診(医療機関)実施要領の廃止)
- 2 川崎市肝炎ウイルス検診(医療機関)実施要領は廃止する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成22年3月31日検査 実施分まで適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。 (東日本大震災に伴う特例)
- 2 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため の避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法 律(平成23年法律第98号)の指定市町村の避難住民について、第2条 の規定を準用し、平成24年1月1日から適用とする。

附則

- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月18日から施行する。 (平成28年熊本地震に伴う特例)
- 2 平成28年熊本地震の被災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適応を受けた地域の方々が、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している場合において、震災後の生活実態等をかんがみ、避難者の健康増進に資するため、平成28年4月14日以降に避難者が本市で肝炎ウイルス検査を受ける場合に、当分の間、第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「川崎市民」とあるのは「平成28年熊本地震の被災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域の方々のうち、一時的に居住地のある市町村から本市に避難している者」と読み替えるものとする。

附則

- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。